公益財団法人山日YBSグループ野口奨学財団 評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山日YBSグループ野口奨学財団(以下「当法人」という。)定款第14条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給並びに費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であっ て、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び 手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等)

第3条 評議員及び役員は、無報酬とする。

(費用)

第4条 評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求の あった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前も って支払うものとする。

(通勤手当)

第5条 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。なお、当該決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長(代表理事)が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、2024年6月の評議員会の日から施行する。
- 2. 第6条については、当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から効力を生じるものとし、同日において当法人の名称及び定款の条番号等について必要な修正を行うものとする。